
■□■民法改正(債務不履行)について■□■

旧民法では、債務不履行による損害賠償は、債務者に帰責事由(=責めに帰すべき事由)がないときは免責されました。

債務不履行による損害賠償に関して、判例や一般的な解釈を踏まえ、債務者に帰責事由がないことを履行の不能のみに限らない一般的な要件として定めることとした。

債務不履行による損害賠償は、契約違反があった場合の基本的なものとなります。本試験において問われる可能性がありますので、改正部分をおさえておきましょう。

《お薦めテキスト》

賃貸不動産経営管理士の学習をはじめてされる方

「これで合格 賃貸不動産経営管理士」

<https://www.amazon.co.jp/%E3%81%93%E3%82%8C%E3%81%A7%E5%90%88%E6%A0%BC-%E8%B3%83%E8%B2%B8%E4%B8%8D%E5%8B%95%E7%94%A3%E7%B5%8C%E5%96%B6%E7%AE%A1%E7%90%86%E5%A3%A-B-%E8%A6%81%E7%82%B9%E6%95%B4%E7%90%86-2020%E5%B9%B4%E7%89%88-Ken%E3%83%93%E3%82%B8%E3%83%8D%E3%82%B9%E3%82%B9%E3%82%AF%E3%83%BC%E3%83%AB/dp/4866451505>

合格に最低限必要な重要ポイントを厳選!!

イラスト・図表豊富な要点整理、過去問演習で短時間に合格に必要な知識を完全習得!

《お薦め問題集》

「楽学 賃貸不動産経営管理士一問一答」

<https://www.amazon.co.jp/2020%E5%B9%B4%E7%89%88-%E6%A5%BD%E5%AD%A6%E8%B3%83%E8%B2%B8%E4%B8%8D%E5%8B%95%E7%94%A3%E7%B5%8C%E5%96%B6%E7%AE%A1%E7%90%86%E5%A3%AB-%E4%B8%80%E5%95%8F%E4%B8%80%E7%AD%94-%E7%9B%B4%E5%89%8D%E4%BA%88%E6%83%B3%E6%A8%A1%E6%93%AC%E8%A9%A6%E9%>

[A8%93%E4%BB%98%E3%81%8D-%E7%94%B0%E4%B8%AD/dp/4909683739/ref=mp_s_a_1_6?dchild=1&keywords=%E8%B3%83%E8%B2%B8%E4%B8%8D%E5%8B%95%E7%94%A3%E7%B5%8C%E5%96%B6%E7%AE%A1%E7%90%86%E5%A3%AB+2020&qid=1590026422&sprefix=%E8%B3%83%E8%B2%B8%E4%B8%8D%E5%8B%95%E7%94%A3&sr=8-6">過去問+これを押さえれば間違いないしのオリジナル問題を収載。新傾向・得点源はアイコンで一目でわかるから、解きながら重要論点が記憶に残ります。](https://www.ken-bs.co.jp/syoseki-annai.html)

※その他(宅建書籍等)こちらからご覧頂けます。

<https://www.ken-bs.co.jp/syoseki-annai.html>

(今年は民法大改正もありますので、必ず上記の 2020 年版の出版を待ってご購入下さい。)

?Kenビジネススクールのお薦め講座は…

お薦めの講座の「賃管士基本講座」は、web にてご受講いただけます。

公式テキストをベースに、出題頻度の高い分野を中心に講義します。

本年度の Web の受講は 7 月以降を予定しています。

賃管士基本講座

https://www.ken-bs.co.jp/chintaikanri_kihon.html

■□■賃管士 コラム■□■

コラムで様々な民法改正をお伝えしていますが、今年の本試験では、民法改正が問われる問題が多く出題される可能性が高いので、しっかりとおさえておきましょう！

■□■ バックナンバーのご紹介 ■□■

こちらでは、メールマガジンのバックナンバーをご覧いただけます。

https://www.ken-bs.co.jp/studysupport/mailmagazine_pm.html

尚、次回号の配信は7月31日(金)頃の予定です。

■□■ お知らせ ■□■

<新型コロナウイルスに関する弊社対応につきまして>

新型コロナウイルスの感染増加及び政府の緊急事態宣言の検討を受けまして、弊社では、原則として、2020年4月8日以降、全社員・スタッフ・講師につき、当面の間、自宅勤務およびリモートワーク・テレワークにて対応とさせていただくことになっております。

通常対応の目処が立ちましたら、再度ご連絡をさせて頂きます。

皆さまには、ご迷惑をお掛けいたしますが、
ご理解とご協力の程、宜しくお願ひ申し上げます。

みなさまのご健康を心よりお祈り致します。

株式会社Kenビジネススクール
不動産ビジネス研修事業部 宅建士講座運営 Section
〒160-0023
東京都新宿区西新宿6-12-7 ストーク新宿1F
TEL:03-5326-9294
FAX:03-5326-9291
★受付窓口対応時間:平日 10:00~18:00
土日祝日はお休みとなります。

[Email:info@ken-bs.co.jp](mailto:info@ken-bs.co.jp)

<http://www.ken-bs.co.jp/>

Kenビジネススクールは、不動産取引を専門とする教育機関です。

- Kenビジネススクールでは、
- ・宅建士登録講習(5問免除講習)の実施(国土交通省指定)
⇒https://www.ken-bs.co.jp/index_touroku-kousyu.html
 - ・宅建士登録実務講習(合格後の実務研修)の実施(国土交通省指定)
⇒<https://www.ken-bs.co.jp/index-kikin.html>
 - ・宅建試験の受験指導

⇒https://www.ken-bs.co.jp/takkenn_kouza.html

・賃貸不動産経営管理士試験の受験指導

⇒<https://www.ken-bs.co.jp/chintaikanri.html>

・企業研修プロデュース

⇒<https://www.ken-bs.co.jp/houjin.html>

・書籍の研究開発・出版

⇒<https://www.ken-bs.co.jp/syoseki-annai.html>
